

<報道発表資料>

令和 8 年 3 月 3 0 日

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

京都市生活安全ビジョン（第 4 次生活安全基本計画）

の策定

京都市では、京都市生活安全条例（以下「条例」という。）に基づき、地域における犯罪及び交通事故を防止するため、市民等の安全の確保に関する施策を推進し、安心して生活できる安全な地域社会の実現を図っております。

この度、条例に基づき生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため第 4 次生活安全基本計画である「京都市生活安全ビジョン」を策定しました。

● 計画の概要

(1) 計画期間

令和 8 年度～令和 1 7 年度（1 0 年間）

(2) 目指すべき社会

相互に信頼し支えあう、だれもが安心してくらせるまち

ア ひとりひとりが安全意識をもち、互いに協力しながら、犯罪や事故に備え、対応することができるまち。

イ 市民や事業者、市、警察などの関係機関がそれぞれの役割を担いながら、連携し、一体となって、地域の安全活動に取り組むまち。

ウ たとえ被害が生じて、誰ひとり取り残されることなく回復し、安心と安全のもとで生活を営み続けられるまち。

(3) 施策の方向性

ア 個々の市民・事業者の防犯力・交通事故防止力の向上

イ 市民・事業者が主体となった地域における防犯活動の推進

ウ 変化する社会情勢に対応した環境づくり

エ 犯罪被害等への支援

● 公開について

京都市のホームページ（京都市情報館）に掲載します。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000351503.html>

● 参考（策定に向けての取組経過）

- 令和7年 2月 次期計画に向けた市民アンケート調査実施
12月 令和7年度第1回京都市生活安全施策審議会
(計画中間案及びパブリック・コメント実施について審議)
- 令和8年 1月 パブリック・コメントの実施（1月15日～2月16日）
3月 令和7年度第2回京都市生活安全施策審議会
(パブリック・コメントの結果を踏まえた最終答申案について審議)
京都市生活安全施策審議会から市長へ答申

本事業に関するお問合せ先

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

電話：075-222-3193